

青森県介護員養成研修事業者指定要綱に基づく手続きについて

指定内容に変更が生じた場合や、事業年度終了後の報告などにつきましては、指定要綱に基づき以下の所定の期日までに手続きをお願いします。

| 内容   | 様式                          | 提出期日   |
|--|-----------------------------|--|
| 事業内容について変更があった場合<br>(例)・研修日程、研修の中止、講師の追加、担当科目変更、カリキュラム内容、実習施設、学則 等 | 介護員養成研修事業<br>変更届出書(第2-1号様式) | 変更した日から10日以内   |
| 前年度に引き続き研修事業の指定を受けようとする場合  | 介護員養成研修事業<br>変更届出書(第2-2号様式) | 新年度1回目の研修開始の2ヶ月前まで                                   |
| 介護員養成研修事業を廃止する場合   | 介護員養成研修事業<br>廃止届出書(第3号様式)   | 廃止することとした日から10日以内                                    |
| 介護員養成研修事業を休止する(年度内に初任者研修を実施しない)場合                                  | 介護員養成研修事業<br>休止届出書(第4号様式)   | 休止することとした日から10日以内                                    |
| 介護員養成研修事業を再開する場合   | 介護員養成研修事業<br>再開届出書(第5号様式)   | 再開することとした日から10日以内                                    |
| 研修を実施した場合  | 介護員養成研修事業<br>修了者名簿(第6号様式)   | 研修を修了した日から2ヶ月以内                                      |
|  | 介護員養成研修事業<br>報告書(第7号様式)     | ※ただし、添付12号様式は研修事業を同一年度に2回以上行う場合に限り、当該年度の最後の実績報告の際に提出 |
|  | 実施報告書(添付11号様式)              |  |
|  | 実績報告書(総括)<br>(添付12号様式)      |  |